

 評価のポイント

CL- I .専門的、倫理的、法的な実践能力(精神科)

【3-1】 精神障害者を支える法律 2

① 自立支援給付の特徴について説明してください。

障害のある人が自立した日常生活・社会生活を送れるように、その人の自己決定を尊重したサービス提供を基本としている仕組みです。この制度は利用者本位でサービス提供を行うことを基本としていますから、利用者とサービスを提供する事業者は常に対等な関係が求められます。このような基本を理解した上で、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具相談支援といったサービスがあることを説明できると良いでしょう。

② あなたが支援している対象者に望まれる障害福祉サービスについて、考えてみましょう。

病院の看護師や訪問看護を行っている看護師など働くフィールドによって支援対象者の特徴が異なると思います。退院後に自宅に戻るか、それともその他の住まいを選択するのか、生活能力を高める訓練は必要か、就労についての希望はあるのかなど、実際に支援している対象者を想像して、利用が望まれる障害福祉サービスについて考えることができると良いでしょう。

③ 精神障害を有する方の権利及び自己決定の権利を尊重した支援とは、具体的にどのようなものなのか考えてみましょう。

精神科医療機関で働く看護職は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図り、社会経済活動への参加の促進のための援助を行い、国民の精神的健康の保持及び増進に努める責務を負っています。看護実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保つ権利、敬意のこもった看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められます。日頃の対応方法や自身の看護観をふり振り返りながら、倫理的な側面からも具体的な支援のあり方が検討できれば良いでしょう。